

当薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスについて

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。保険薬局とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。

◎ 処方箋応需について

当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。また、生活保護法、感染症法、障害者総合支援法などの各種公費負担医療のほか労災医療に係る処方箋も受け付けます。

◎ 後発医薬品の調剤について

当薬局は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。

◎ 健康相談の実施

日頃からご利用いただいている患者様および近隣の皆様から、お薬に関する相談や健康相談を承っております。どうぞお気軽にお越しください。

◎ 明細書の発行状況

当薬局では、医療の透明化と患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください。

◎ 調剤管理料及び服薬管理指導料について

- ・当薬局では、患者様やご家族等から収集した情報（副作用歴、アレルギー歴、服薬状況、お薬手帳等）に基づき、患者様ごとに「薬剤服用歴」を作成し、記録・管理しています。この薬剤服用歴を活用し、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、アレルギーや副作用の有無等を確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報提供し、基本的な説明を行っています。
- ・患者様の服薬期間において、服薬状況、体調変化の有無、残薬状況等の把握や必要な指導を継続的に行います。
- ・安心して薬を使用していただけるよう、一定の要件を満たし、患者様から選択され同意を取得した「かかりつけ薬剤師」が、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

◎ 電子的調剤情報連携体制整備加算

- ・当薬局ではマイナンバーカードの保険証利用に対応しています。オンライン資格確認システムを通じ、患者様の同意を得て取得した受診歴・薬剤情報・特定健診情報、その他必要な診療情報を、調剤・服薬指導等を行う際に閲覧し、活用しています。
- ・電子処方箋の利用や電子カルテによる情報共有を推進するなど医療機関との連携を図り、医療 DX に係る取組を実施しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

◎ 医療機関との連携について

当薬局では、有効かつ安全に薬物療法を受けていただくために、処方した医師に問い合わせを行う場合があります。また必要があれば患者様了解のもと、服薬状況などについて処方医に情報提供し、医療機関と連携を図ります。

◎連携強化加算

当薬局は災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保しています。

- ・第二種指定医療機関の指定
- ・感染症や災害発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施
- ・感染症、災害発生時の対応等に関する手順書の作成および職員への共有
- ・自治体からの要請に応じた医薬品供給または人員派遣の協力体制の整備
- ・要指導医薬品、一般用医薬品、衛生材料、体外診断用医薬品（検査キット）の取り扱い
- ・オンライン服薬指導およびセキュリティ対策の整備

◎在宅患者訪問薬剤管理指導

在宅療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

【介護保険】

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

単一建物居住者 1人：518単位/回、2～9人：379単位/回、10人以上：342単位/回

※1単位=10円 10単位=100円（1割負担で10円、3割負担で30円）

自己負担率や地域により金額が異なることがあります。

【医療保険】

在宅患者訪問薬剤管理指導

単一建物患者 1人：650点/回、2～9人：320点/回、10人以上：290点/回

◎夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯

開局時間内で以下の時間帯：平日 19:00-8:00、土曜日 13:00-8:00、日曜日、祝日、12月29日-翌年1月3日

<時間外等加算について>

時間外加算 6:00-8:00、18:00-22:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日、祝日、年末年始（12月29日-翌年1月3日）※

（※休日に開局しないこととしている薬局で、または休日に開局して調剤を行っている薬局の開局時間外（深夜を除く）に、急病などのやむを得ない理由で調剤を受けた患者様において算定いたします）